

議案第50号

杉並区景観条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区景観条例の一部を改正する条例

杉並区景観条例（平成20年杉並区条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「景観重要建造物及び」を「景観重要建造物等及び」に、「第2節 景観協定（第26条）」を「第2節 景観重要樹木（第25条の2—第25条の5）
第3節 景観協定（第26条）」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 景観重要建造物等及び景観協定

第4章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 景観重要樹木

（指定等の手続）

第25条の2 区長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員）の同意を得なければならない。

2 区長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするとき、法第31条第1項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、同条第2項において読み替えて準用する法第22条第3項の規定により条件を付そうとするとき、法第31条第2項において準用する法第22条第4項の規定による協議に応じようとするとき、法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、法第34条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとするとき及び法第35条第1項の規定により指定の解除をしようとするとき（法第28条第

3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。)は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第25条の3 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) せん定及び病虫害の防除を定期的に行うこと。
- (2) 景観重要樹木の生育の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(滅失等の届出)

第25条の4 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木の全部又は一部が滅失し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

2 景観重要樹木の所有者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

(支援)

第25条の5 区長は、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要があると認めるときは、その所有者に対し、技術的支援その他の措置を講ずることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

景観重要樹木の管理の方法の基準を定める等の必要がある。

杉並区景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 <u>景観重要建造物等及び景観協定</u>	第4章 <u>景観重要建造物及び景観協定</u>
第1節 略	第1節 略
第2節 <u>景観重要樹木（第25条の2—第25条の5）</u>	第2節 <u>景観協定（第26条）</u>
第3節 <u>景観協定（第26条）</u>	
第5章 略	第5章 略
附則	附則
第4章 <u>景観重要建造物等及び景観協定</u>	第4章 <u>景観重要建造物及び景観協定</u>
第1節 略	第1節 略
第2節 <u>景観重要樹木（指定等の手続）</u>	
第25条の2 <u>区長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員）の同意を得なければならない。</u>	
2 <u>区長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするとき、法第31条第1項の規定により</u>	

現状変更の許可をしようとするとき、
同条第2項において読み替えて準用す
る法第22条第3項の規定により条件
を付そうとするとき、法第31条第2
項において準用する法第22条第4項
の規定による協議に応じようとする
とき、法第32条第1項において読み替
えて準用する法第23条第1項の規定
により原状回復又はこれに代わるべき
必要な措置を命じようとするとき、法
第34条の規定により管理に関する命
令又は勧告をしようとするとき及び法
第35条第1項の規定により指定の解
除をしようとするとき（法第28条第
3項に規定する樹木に該当するに至っ
たときを除く。）は、あらかじめ、審
議会の意見を聴かなければならない。

（管理の方法の基準）

第25条の3 法第33条第2項に規定
する管理の方法の基準は、次のとおり
とする。

- （1） せん定及び病虫害の防除を定期
的に行うこと。
- （2） 景観重要樹木の生育の状況を定
期的に点検すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、規
則で定めるもの

（滅失等の届出）

第25条の4 景観重要樹木の所有者

は、当該景観重要樹木の全部又は一部が滅失し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

2 景観重要樹木の所有者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

(支援)

第25条の5 区長は、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要があると認めるときは、その所有者に対し、技術的支援その他の措置を講ずることができる。

第3節 略

第2節 略